

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
九州CTB 理容美容専門学校	昭和31年4月12日	西田真紀	〒 805-0061 (住所) 福岡県北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号-201号 (電話) 093-663-2223																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人国際学園	昭和34年10月13日	水嶋昭彦	〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
衛生	衛生専門課程	理容科	令和3年度文部科学省 認定	-																			
学科の目的	北九州地区唯一の本校理容科は、地域における理容業界発展に寄与する人材育成の担い手としての志と覚悟を持って、高齢化といった昨今の社会事情に左右されず、長く社会貢献できるより実践的で専門的な知識や技術を修得した理容師の輩出を目的とする。																						
認定年月日	令和5年3月27日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2年	昼間	67	18	19	30	0	0																
単位																							
生徒総定員	生徒実員	留学生数 (生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
80人	19人	0人	4人	8人	12人																		
学期制度	■前期: 4月 1日~ 9月30日 ■後期: 10月 1日~ 3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 優・良・可・不可の4段階評定 評価の方法: 試験やレポートなどによる総合評価																			
長期休み	■夏期: 8月上旬から 8月下旬までの間で本校が定めた期間 ■冬期: 12月下旬から 1月上旬までの間で本校が定めた期間 ■春期: 3月下旬から 4月上旬までの間で本校が定めた期間		卒業・進級 条件	卒業要件: 所定の修業年限以上在学し、履修しなければならない授業科目の単位の全てを修得 進級要件: 単位制につき未修得単位授業科目の有無に関わらず進級																			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個別相談、補講、課題などによる学習支援		課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 学園祭、ヘアショー ■サークル活動: 無																			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和4年度卒業生) 理容店 ■就職指導内容 ガイダンス開催による企業説明会 ■卒業生数 : 11 人 ■就職希望者数 : 10 人 ■就職者数 : 10 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 91 % ■その他(卒業者に占める就職者以外の者) 他業種活動=1人 (令和 4 年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和4年度卒業者に関する令和5年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容師</td> <td>②</td> <td>11人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	理容師	②	11人	8人								
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
理容師	②	11人	8人																				
中途退学 の現状	■中途退学者 0名 ■中退率 0% 令和 4年 4月 1日時点において、在学者 18名(令和 4年 4月 1日入学者を含む) 令和 5年 3月31日時点において、在学者 18名(令和 5年 3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 (中途退学なし) ■中退防止・中退者支援のための取組 個別面談の実施																						
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 オープンキャンパスポイント制 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: -		評価結果を掲載した ホームページURL -																				
当該学科の ホームページ URL	<a href="https://ctb.ac.jp/pages/25/">https://ctb.ac.jp/pages/25/</a>																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

理容師に必要となる基礎知識および衛生管理技術をはじめ、時代に即した理容技術の修得を目指す。具体的にはカット、セット、シェービング、パーマ、カラーリングなど髪の手入れ全般の理容技術について、理容現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業や業界団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に、学科毎に教育課程編成委員会を設置してこれを学校長の下に置く。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について協議した上で、委員会における審議事項に採択するか否かを決定する。審議結果は学科におけるカリキュラム検討会議で審議された後、校長の許可を経て決定する。なお、委員会における審議結果は可能な限り教育課程に反映させることに努め、次回の委員会においてその反映状況や結果について報告して、改めて委員会において審議する場合がある。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
岸本 亜弓	福岡県理容衛生同業組合小倉南支部 (教育部長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	①
佐保 耕次	和っしょいヘアー(代表)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	③
味村 吉浩	九州CTB理容美容専門学校(副校長)		—
向井 美香	九州CTB理容美容専門学校(理容科学科長)		—
後藤 廣一朗	九州CTB理容美容専門学校(理容科教員)		—
安部 敬亮	九州CTB理容美容専門学校(理容科教員)		—
原田 彩花	九州CTB理容美容専門学校(理容科教員)		—

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員  
(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和4年第1回 令和4年6月20日 11:00~13:00

令和4年第2回 令和4年8月29日 10:30~12:30

令和5年第1回 令和5年6月12日 13:00~15:00

令和5年第2回 令和5年11月(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和4年第1回)

①(理容実習)実習授業における相互モデルについて他校(姉妹校)の学生と連携してこの関係性を作り、忸度なしの指摘を受けられるシステム構築を検討すること。

②(理容技術理論)(文化論)補完的授業について昼間生の合格率を100%に維持することと、低いと言われる通信科の実習内容を補完できる仕組みを検討すること。

③(理容実習)卒業後即戦力として必要となる技術について、シャンプー技術および白髪染め技術の考え方や緻密さを浸透させるための教材や指導方法を検討すること。

(令和4年第2回)

- ①(運営管理) 国家試験対応型の授業展開だけでなく、マネジメントやマーケティングの分野もより深く講義し、考える訓練や多くの視座を得られることを望む。
- ②(理容実習) 女子学生の割合が増す昨今の本校理容科事情において、レディースシェービングやブライダルシェービングの再評価、職業現場における指導の留意点を実習授業で活かす取組みを行うことを検討されたい。
- ③(関係法規) 独立志向の強い理容業界において関係法規の理解に聡いことは、将来展望に直結すると考える。

(令和5年度第1回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ) 男子学生はネイルに対する必要性が低く、「ネイルは女性のもの」という先入観があるように感じる。しかし、ビジネスの場で名刺交換など、爪を見られる機会があること、男性でも甘皮処理や爪の健康に気を遣う人が増えてきたのも窺える。爪に色を塗るカラーネイルだけではなく、男性が必要とするネイル技術を授業を取り入れるように検討すべきである。
- ②(エステティックⅠ・Ⅱ) 近年、メンズエステ等、男性客に向けてのエステの需要が高まっている。しかしながら女性向けサロンと比べると、まだ店舗数は少ないのが現状だが、店舗数が少ないということはライバルとなるサロンも多くはないということになる。ネイルと同様に男性美容のニーズの高まりにマッチしており、ライバル店も少ない今がチャンスだと感じている。よって、通常のエステの授業に加え、時代とニーズに合った授業展開に取り組むことを検討すべきである。
- ③(選択授業/スキルアップⅡ) 理容科を第一志望として入学した女子学生が増してきており、これは女性理容師の領域であるレディースシェービング、ブライダルシェービングが注目されている結果である。よって、レディースシェービングをスキルアップの一つとして取り入れることを検討すべきである。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和4年第1回)

- ①(理容実習) 技術力と経験値は比例するため、姉妹校の学生との連携を検討する。
- ②(理容技術理論)(文化論) 合格率を上げることは企業価値に直結するため大いに必要である。そこでアカデミー設置などを昼間生を軸に通信生とのシナジー効果を狙った補完体制を検討する。
- ③(理容実習) テキストが2次元であるため、理解に支障が生じているようである。これを払拭するために、新たな教材や緻密さを根拠に据えた考え方を図る方法を検討する。

(令和4年度第2回)

- ①(運営管理) 経営における学術書などを参考に、適切な事例について受講生全員で議論できる両方向型の講義形式の導入を検討する。
- ②(理容実習) 指導は様々な視点で行われるが、提言であるシェービングを行う上で最重要とされる姿勢・目線・距離についての指導時間を多めに取り、定期的に確認テストを行うなどの工夫を検討する。
- ③(関係法規) 独立に向けての様々なプロセスの中で関わってくる各法規を将来におけるステップ別に理解させるべく、過去の事例や疑似体験性を持った講義内容を検討する。

(令和5年度第1回)

- ①(ネイルⅠ・Ⅱ) 男性のネイルケアは、爪の表面の凹凸を整えたり、甘皮処理がポイントになる。女性のようにアートやデザインを楽しむというよりは、清潔感に重きを置く。よって、爪に色を塗るカラーネイルやデザインだけではなく、男性が必要とするネイルケアや甘皮処理を授業に取り入れる。
- ②(エステティックⅠ・Ⅱ) エステの授業は長年、授業内容が変わっていない。男性美容のニーズの高まりや、時代に合った授業展開になるように、教科担当と本件における意思疎通および打合せを行う。
- ③(選択授業/スキルアップⅡ) 本来の理容実習では時間数が少ない分野であるレディースシェービングについて、眉毛のかたちや襟足のかたち、額のかたちを整えデザインする授業を次年度以降の教育課程に取り入れることを検討する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

理容現場において実際の業務に携わる理容師によって基本的な技術指導を行うほか、それを実際の理容現場で用いる技術指導へと発展させていくことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

理容の現場において実際の業務に携わるとともに、そこに勤務する理容師に対して実務指導も行っている理容師による指導を行う。国家試験の実技試験に必要な基本的な技術指導を行うほか、それを理容現場で用いる技術指導へと発展させ、より実践的で専門的な知識や技術の修得へと導く。実習を通して知識については口頭試問を、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方によって総合的な評価を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
理容実習	理容師国家試験に合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な基礎知識を修得する。	BLUE on PINK

### 3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。研修は事業年度の開始までに教職員から希望する研修について研修計画の報告を求めるほか、本校が必要と認める研修計画も含めて、本校としては教職員が積極的に研修を受ける機会を提供する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は最新のヘアスタイルをはじめとする美容知識や技術を修得して、学生指導に還元できるようにすることを目的とする。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、学生の習熟度や個性を見極め、学生のモチベーションを高めることができるような指導ができるようにすることを目的とする。

#### (2)研修等の実績

##### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 世界大会チャンピオン講習	連携企業等: 北九州理容連盟
期間: 令和5年1月23日(月)	対象: 学科専任教員3名
内容: 神業!!世界チャンピオンのテクニック見たくないですか!	

##### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: モチベーション理論研修	連携企業等: 公立大学法人北九州市立大学大学院
期間: 令和4年8月1日(月)	対象: 学科専任教員3名
内容: 学生のモチベーションを引き出す工夫 理論と経験から	

#### (3)研修等の計画

##### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 理容学校の学生が獲得すべき技術における教員研修	連携企業等: 北九州理容連盟小倉北支部
期間: 令和5年8月(予定)	対象: 学科専任教員4名
内容: 理容学校に在籍する学生が卒業までに獲得しなければならない最低ラインのカット技術における実技研修	

##### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 学生指導研修	連携企業等: 福岡県立小倉南高等学校
期間: 令和5年8月(予定)	対象: 学科専任教員4名
内容: 定時制・通信制・単位制の高校生への指導方法についての研修	

### 4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

#### (1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第27条第1項(6)および学則施行細則第67条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員等の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3)教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4)学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5)学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6)教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8)財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準2/学校運営)教員の募集に際しては、北九州理容連盟等の業界団体を利用すれば良い。
- ②(基準2/学校運営)教員が学生との面談を行うに際してのルール決めを行うとともに、面談記録の書式の統一を図るべきである。
- ③(基準3/教育活動)授業評価アンケートを実施して、学校運営や教育活動に役立てるべきである。
- ④(基準3/教育活動)教員業績評価を実施すべきである。
- ⑤(基準4/学修成果・教育成果)就職活動に伴う個人カードを作成するとともに、就職活動資料の集積を図るべきである。
- ⑥(基準6/教育環境)気持ちよく登校して、また気持ちよく下校できるように、日ごろから清掃習慣を身につけて教育環境を整えるべきである。
- ⑦(基準7/学生の受入れ募集)新年度の学生募集ポスター等は前年度中に業界団体に配布するなど、早期に広報活動に取り組むようにすべきである。
- ⑧(基準7/学生の受入れ募集)退学が不安視される学生には退学前のサポート状況についてサポート段階から出身高等学校に伝えるとともに、万が一退学となった場合はその旨を退学理由と併せて高等学校に報告するなどして、高等学校からの信用度を高めるべきである。

提起された意見に対する対応

- ①(基準2/学校運営)今後教員の募集を行う際は北九州理容連盟等の業界団体に声掛けをして、協力を依頼する。
- ②(基準2/学校運営)提言のとおり、学生面談におけるルール決めと、面談記録の書式の統一を図る。
- ③(基準3/教育活動)今年度から授業評価アンケートを実施して、学生の満足度を高めるとともに、教員の資質向上を図る。
- ④(基準3/教育活動)今年度から教員業績評価を実施する。
- ⑤(基準4/学修成果・教育成果)就職指導に伴う個人カードを作成して、就職活動資料の集積を図るようにする。
- ⑥(基準6/教育環境)清掃習慣を身につけて、教育環境を整えるようにする。
- ⑦(基準7/学生の受入れ募集)今後は早期に広報活動を行うようにする。
- ⑧(基準7/学生の受入れ募集)提言のあった取り組みを行う。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
千々和 隆生	学校法人能美学園星琳高等学校(参与)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	地域団体 役職員
安部 和則	北九州理容連盟(副会長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	関係団体 役職員
町田 その子	北九州市立高等理容美容学校(卒業生)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期  
 (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )  
 URL : <https://ctb.ac.jp/pages/48/>  
 公表時期 : 6月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針  
 前述「4. (2) 専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容についての自己点検・自己評価結果を学校関係者評価委員会に提示する。同委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校ホームページ上で企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2) 各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3) 教職員	教育情報
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6) 学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8) 学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9) 学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10) 国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11) その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法  
 (ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )  
 URL : <https://ctb.ac.jp/pages/48/>  
 公表時期 : 6月

授業科目等の概要

(衛生専門課程理容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			関係法規	理容師法に関連する衛生法規の内容を体系的に理解し、理容の業を行うにあたり必要な衛生法規から理容所を開設する場合に必要なとなる法令について修得する。	2 通	30	1	○			○			○	
2	○			衛生管理	理容の業を行うにあたり適切な衛生管理が行えるよう公衆衛生・環境衛生、感染症の3分野を体系的に関連付けて理解し、理容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	1 通 2 通	90	3	○			○				○
3	○			保健	1年次では、理容の業を行うにあたり必要な人体の構造及び機能について学習する。2年次では、1年次で学んだ人体の構造及び機能のうち、理容の業に最も関係が深い皮膚科学の分野に特化して学修する。	1 通 2 通	90	3	○			○				○
4	○			香粧品化学	理容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	1 通 2 通	60	2	○			○				○
5	○			運営管理	理容師国家試験に合格できるだけの「経営」についての知識を修得する。ひいては、就職してから「従業員」としてマネジメントのキャリアをスタートするが、経営者として成長していくために必要な基礎的知識の修得を目指す。	2 通	30	1	○			○			○	
6	○			理容技術理論	優れた理容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。理容技術理論を学ぶことによって、理容技術の修得を容易にする。	1 通 2 通	150	5	○			○			○	
7	○			文化論	理容の業を行うにあたり、知っておくべき理容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。自分たちが携わることとなる理容の業の文化史を体系的に学び、国家試験に合格できる知識の修得を目標とする。	1 通 2 通	60	2	○			○			○	
8	○			理容実習	1年次は、理容師国家試験に合格するために必要となる基本的な技術力、理容師としてのスキルに必要となる基礎知識を修得する。2年次では、1年次で修得した技術を活かしながら、就職してから必要となる実践的な技術を習得する。	1 通 2 通	900	30			○	○		○	○	○
9	○			エステティックI	身体の組織や器官の活動を助け、身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し、美しく健康的な状態を作り出すさまざまな技術を理解、実践していく。	1 通	60	2	○			○				○

授業科目等の概要

(衛生専門課程理容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
10	○			エステティックⅡ	身体や皮膚の生理に基づいた基本を理解し、正しい知識と理論に裏付けられた施術を繰り返し行うことで、スムーズで安全な手技を修得する。	2通	60	2	○			○			○	
11	○			ネイルⅠ	指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を修得する。	1通	60	2	○			○			○	
12	○			ネイルⅡ	ジェルネイル検定初級及び日本ネイリスト検定試験3級レベルの合格技術を修得する。正しく安全に技術を行うための爪や体の知識の学習は勿論、相モデルを通してサービス業としての身だしなみや心得を身につける。	2通	60	2	○			○			○	
13	○			情報技術Ⅰ	理容の業を行うにあたり必要な情報技術を学び、理容業の実務において実践できるだけの実務能力を身につける。主に情報モラルとセキュリティ、文章作成ソフト、表計算ソフトについて学ぶ。	1通	60	2	○			○			○	
14	○			情報技術Ⅱ	理容の業を行うにあたり必要な情報技術を学び、理容業の実務において実践できるだけの実務能力を身につける。主にプレゼンテーションソフトと情報スキルアップについて学ぶ。	2通	60	2	○			○			○	
15	○			メイク	道具のセッティング、作業効率の向上と衛生を理解する。また、一つ一つの技術の目的と効果を理解して技術を修得する。メイクアップの基本技術を修得し、施術時間の範囲内での仕上がりのバランスの向上、接客技術の向上を目標とする。	1通	30	1	○			○		○		
16	○			接客	理容師として必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接客の基本的な部分を学習する。接客業のプロフェッショナルを目指す者に必要な接客の力を身につける。	1前	30	1	○	△		○		○		
17	○			作品制作	1年次では、これまでに学んだカット技術、カラー技術、ヘアセット技術を応用して作品を制作する。2年次では、作品制作を通して創造性を高めてデザイン力を身につける。これにより、スタイリストとしてサロンワークに直結した内容を学ぶ。	1後 2後	120	4	○			○		○		



授業科目等の概要

(衛生専門課程理容科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
18		○	エステティックⅢ (総合技術/エステティック)	デコルテ (胸板) の筋肉や僧帽筋への施術により血液供給、物質代謝を促進させ、離れたところからの働きかけがフェイシャルケアの効果をさらに向上させることを実践して理解する。	2通	30	1	○			○			○	
19		○	ネイルⅢ (総合技術/ネイル1)	日本ネイリスト検定2級取得を目標に、プロとしてのネイルケアの技術を修得する。また、サロンワーク及び技術競技大会で通用するアート技術を磨く。	1通	30	1	○			○			○	
20		○	ネイルⅢ (総合技術/ネイル2)	ネイルの基礎をしっかりと学んだ後、さらに技術を磨いて修得することのできるプロテクニックを学ぶ。	2通	30	1	○			○			○	
21		○	スキルアップⅠ (総合技術/スキルアップ)	理容実習で身に付けた技術を用いて、基礎技術が網羅されたスタンダードヘアについてより深く追求していく。	1後	30	1	○			○			○	
22		○	スキルアップⅡ (総合技術/スキルアップ)	理容実習で身に付けた技術をさらに熟練したレベルへと導く。ミディアムカット・ドライヤー仕上げを、他者に解説し実演できるレベルを目標にする。	2後	30	1	○			○			○	
23		○	コンクール専科 (総合技術/コンクール専科)	学生全体を平等指導する通常実習と違い、各種コンクールで表彰台を目指すことに特化した授業を展開する。	1後	30	1	○			○			○	
合計					23 科目			67 単位 (単位時間)							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：履修しなければならない科目の67単位をすべて修得すること。	1学年の学期区分	2期
履修方法：本校に登校した上で、講義、演習および実技を履修する。	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。